**平成２１年（フ）第３２７号**
福岡県久留米市高良内町2944番地29
破産者　川口　　洋
1　決定年月日　平成22年３月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

**平成２１年（フ）第１３１７号**
仙台市太白区八木山松波町18番11号
破産者　藤井　美子（旧姓山下）
1　決定年月日　平成22年３月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２１年（フ）第１７１７号**
宮城県塩竈市旭町６番７―905号　スペリア塩竈旭町
破産者　鈴木　　祐
1　決定年月日　平成22年３月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２１年（フ）第１７７６号**
仙台市宮城野区岩切字畑中９番地の25
破産者　山口　雅樹
1　決定年月日　平成22年３月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２１年（フ）第４５号**
宮城県気仙沼市落合350番地
破産者　吉田　聖次
1　決定年月日　平成22年３月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所気仙沼支部

**平成２１年（フ）第７６４号**
群馬県前橋市富士見町原之郷1001番地３レオパレスコスモスＣ106号
破産者　黒岩　好美
1　決定年月日　平成22年３月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所

**平成１８年（フ）第２６３１号**
愛知県知多郡武豊町字砂川１丁目13番地
破産者　小山　　渉
1　決定年月日　平成22年３月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２１年（フ）第２４４８号**
名古屋市千種区千種３丁目13番22号　レインボー千種203号
破産者　山口　洋子
1　決定年月日　平成22年３月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２１年（フ）第１５５２号**
広島県安芸郡坂町小屋浦４丁目13番14号
破産者　芳野　幸一
1　決定年月日　平成22年３月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

**平成２１年（フ）第１３０号**
熊本市島町４丁目13番22号
破産者　郡　龍一郎
1　決定年月日　平成22年３月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

**平成２１年（フ）第１２０２号**
熊本市本山４丁目１番５号
破産者　小森　晋也
1　決定年月日　平成22年３月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

**平成２１年（フ）第２５号**
富山県魚津市大字大海寺野村4887番地
破産者　紙谷工業こと　紙谷　浩庸
1　決定年月日　平成22年３月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所魚津支部

**平成２１年（フ）第８５００号**
大阪府東大阪市立花町５番９号　サンプラザ新石切306号
破産者　柏木　高広
1　決定年月日　平成22年３月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第８５１７号**
大阪府豊中市刀根山６丁目10番10―301号
破産者　今井　公子
1　決定年月日　平成22年３月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第１２８号**
香川県丸亀市飯野町東分2690番地
破産者　西岡孝一郎
1　決定年月日　平成22年３月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所丸亀支部

**平成２１年（フ）第１９８号**
愛媛県松山市久万ノ台704番地10
破産者　黒木　敬太
1　決定年月日　平成22年３月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所

**平成２０年（フ）第１２０４号**
熊本市御幸笛田４丁目19番55号
破産者　伊藤　由美
1　決定年月日　平成22年３月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

**平成２１年（フ）第１号**
熊本県荒尾市増永2792番地　中央区団地市営住宅10棟394号
破産者　松尾　洋平
1　決定年月日　平成22年３月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所玉名支部

**平成２１年（フ）第１１１号**
熊本県玉名市岱明町鍋1644番地
破産者　前田　寿春
1　決定年月日　平成22年３月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所玉名支部